

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 岡山海区漁業調整委員会委員選挙の執行
- 選挙会の日時及び場所
- 投票用紙の様式
- 選挙長及びその職務代理者の選任
- 選挙長の事務を行う場所
- 選挙立会人となるべき者が十人を超えた
ときのくじを行う日時及び場所

選挙管理委員会

〃 〃 〃 〃 〃

目次

担当課（室）

平成28年7月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、岡山海区漁業調整委員会委員選挙を次のとおり執行する。

平成二十八年七月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙期日 平成二十八年八月三日
- 二 選挙すべき委員の数 九人

平成28年7月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十三号

平成二十八年八月三日執行の岡山海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年八月四日 午後一時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階第三会議室

◎岡山県選管告示第六十四号

平成二十八年八月三日執行の岡山海区漁業調整委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

平成二十八年執行岡山海区
漁業調整委員会委員選挙投票

岡山県選
挙管理委
員会之印

- 注意
- 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。
 - 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。

候補者氏名
(名称)

備考

- 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 紙の色はうす水色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

平成28年7月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十五号

平成二十八年八月三日執行の岡山海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年七月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

選挙長 藤 澤 正 直

岡山市南区小串三五八番地

選挙長職務代理者 岩 間 康 宏

岡山市南区小串四三五番地

平成28年7月25日 岡山県公報 号外

◎岡山海選告示第一号

平成二十八年八月三日執行の岡山海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

岡山海区漁業調整委員会委員選挙

選挙長 藤 澤 正 直

一 平成二十八年七月二十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階第三会議室

二 平成二十八年七月二十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階選挙管理委員会委員室

平成28年7月25日 岡山県公報 号外

◎岡山海選告示第二号

平成二十八年八月三日執行の岡山海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

岡山海区漁業調整委員会委員選挙

選挙長 藤 正 直

一 日 時 平成二十八年七月三十一日 午後六時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階選挙管理委員会委員室